

三鷹市教育委員会 様

にしみたか学園三鷹市立第二小学校

五味川直季 公印省略

令和8年度 教育課程について (届)

このことについて、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学園の教育目標

地域に根ざし、自らの生き方を主体的に切り拓き、創造性あふれ、国際性豊かな児童・生徒の育成を目指す。

○学び続ける人 ○共に生きる人 ○たくましく伸びゆく人

(2) 学園の教育目標を達成するための基本方針

ア 学園で重点的に育む資質・能力

＜令和8年度の目指す児童・生徒像（育成を目指す資質・能力）＞

◎自ら考え、行動し、自ら未来を切り拓いていく力

○失敗を恐れず、積極的にチャレンジしていく力

○常に学び続ける力

○共に生きる力を育んでいく力

イ 学園・学校目標の地域との共有及び連携・協働

「三鷹市教育ビジョン2027」に則り、9年間の一貫教育を通して、主体的・対話的で深い学び、様々な交流活動を年間計画に位置付け、積極的に推進し、児童・生徒の人間力・社会力を育成する。三鷹の「目指す子ども像」として個人と社会のウェルビーイング、自らの幸せな人生とより良い社会の創造に向かって、主体的に「人間力」「社会力」を発揮できる子どもたちを育成するため、3つの柱「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」をコミュニティ・スクール委員会、保護者、地域、関係機関との協働のもと社会に開かれた教育課程全体で育む。これら児童・生徒への豊かで実りある教育活動を行うために、児童の権利に関する条約の四つの原則（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に関する権利、④意見を表明する権利）を理解し、教職員、児童・生徒、保護者、関係機関や地域の方々の中に信頼関係を築きながら連携・協働できるスクール・コミュニティの風土を醸成する。

また、上記の「育成を目指す資質・能力」を育むため、にしみたか学園「アクションプラン」（児童・生徒の具体的な行動目標）を以下のように策定し、学校・保護者・地域はこの目標の実現に向けて互いに協力し取り組む。

◎自分で目標を決めてみよう。

○みんなで友達を応援しよう。

○わからないことは自分から調べ友達に聞こう

○友達の話をよく聞こう。自分の意見を言ってみよう。

これらを達成するために、以下を重点とする。

ウ 基本方針

○確かな学力の定着

- (ア) 「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」「にしみたか学園カリキュラム」に基づいた9年間の連続性と系統性のある学習指導を徹底し、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、常に学び続ける力を育成する。
- (イ) 各種学力調査等の結果を活用し、児童・生徒の学力の伸長を図る。
- (ウ) 兼務発令の利点を生かし、教科の連続性の視点で指導方法の工夫・改善を図るため、中学校第1学年の授業に小学校の教員が乗り入れて、小学校段階の既習事項について指導する。また、小学校6年生の体育・外国語（英語）の時間に中学校の教員が乗り入れて、専門性を生かした指導を行う。
- (エ) 学習用タブレット端末を活用し個別最適な学びを図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点を授業に取り入れ、学習活動を通して「見方・考え方」を働かせる深い学びを目指す。また、家庭での自学自習でも学習用タブレット端末を活用する。
- (オ) 小学校中学年・高学年における一部教科担任制の利点を生かした、きめ細やかでより専門的な指導を行う。
- (カ) 不登校の児童・生徒に対して学習用タブレット端末の活用、別室指導等の学びの保障を行っていく。

○豊かな心の育成

- (キ) 教育活動全体を通して道徳教育の充実を図り、豊かな情操を育み、情緒の安定を図る。
- (ク) にしみたか学園「アクションプラン」のブラッシュアップ及び実践、交流活動、ボランティア活動、キャリア・アントレプレナーシップ教育、地域学習等の教育活動全体を通して、人との関わりを深め豊かな心を育てる。
- (ケ) ふれあいアンケートやQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）等の各種調査を活用して、いじめ・問題行動等への対応をきめ細かく行う。特にふれあい月間には、児童・生徒との面談等で一人ひとりの児童・生徒の内面に迫る指導を充実する。面談を通して児童・生徒の良い面を伝えるとともに、家庭との信頼関係を構築し、家庭・学校の連携を図っていく。
- (コ) 教育支援の機能を十分活用し、学園すべての特別な教育的ニーズのある児童・生徒への対応を行う。また、教育支援コーディネーターを中心に、学園として共通の個別指導計画・個別の教育支援計画を作成・活用し、教育支援を推進する。また、適切な支援を継続するため学園教育支援部を中心に情報共有を図る。
- (サ) オリンピック・パラリンピック教育「学校2020 レガシー」を継承して様々な教育活動に活用していく。
- (シ) 道徳教育を教育活動全般において取り組み、社会性を育み自己実現や挑戦する心を育成するとともに、自分も他人も大切にできる人権教育の指導を行う。

○健康・体力の増進

- (ス) 体育、保健体育の指導方法等の工夫・改善、体育的行事の充実により体力の向上を目指す。
- (セ) 体力・運動能力調査の結果から学園の課題を明らかにし、指導方法の改善を行い、体力・運動能力の向上、安全に関する指導及び心身の健康の保持・増進に関する指導を、全体計画に位置付け、教育活動全体を通して行う。
- (ソ) 3校の体育担当や小・中一貫コーディネーターが中心となって体育の小・中相互乗り入れ

授業を組織的かつ計画的に実践し、一層の体力向上を図る。小学校6年生体育の授業に中学校の教員が乗り入れ、専門性の高い指導を行う。

(タ) 中学校では校内マラソン大会を実施し、体力の向上を図り挑戦心を養う。

(チ) 運動部活動、地域合同部活動、小学校における放課後校庭開放などの充実を通して、体力の向上を図る。

○協働する学園

(ツ) チーム学園で一体となり、児童・生徒の人権・意見が尊重され、安全・安心・快適は学校生活が送れるような、魅力ある学園・学校づくりを推進していく。具体的には、児童・生徒の意見を尊重した教育活動の推進（児童・生徒の意見を尊重した学校経営、デジタル・シティズンシップ教育の推進、アクションプランのブラッシュアップ等）を行う。

(テ) コミュニティ・スクールを基盤とし、学校・地域・保護者との協働体制を構築し、毎年実施する学園・学校評価の結果を学園実施方策及び学園基本方針に反映し、より良い教育活動を推進する。小学校6年生を対象とした授業体験（プレ講座）等の充実を図り、「三鷹市立学校 小・中一貫教育に係わる実施方策」を推進する。

(ト) 学園・学校の一体感を深め、9年間の学びをもとに、「15歳の春」に自信をもって行動し、自ら未来を切り拓いていける児童・生徒の育成を目指し、学園職員会議、学園運営委員会、学園主任会等を通して教職員の相互理解と相互協力をより深いものにし、全教職員で学園生を指導育成する体制を強化し、「チームにしみたか」の意識を醸成する。

(ナ) 地域の青少年対策委員会、交通安全対策委員会、西部地区住民協議会、西多世代交流センター、町会・自治会等が活躍できるように放課後や土曜日に地域の施設等との連携をする。

(ニ) コモンズの視点から「にしみたかアフタースクール」構想に基づき、地域団体との連携を図り子どもたちの居場所づくりを進めるとともに、地域に教育施設の開放を積極的に行い、お互いが助け合う関係を構築し、「学校3部制」の第2部、第3部の充実を図り、学校に関わるすべての人が、安全・安心・快適に過ごせる学校風土や集団づくりを進める。

(ヌ) 地域合同部活動 お茶・ダンス・空手道の活動を充実させ地域との連携を図るとともに、中学校部活動の地域移行を促進する。

(ネ) 教職員、児童・生徒、保護者、地域の方々と信頼関係を構築しながら教育環境を改善し、子どもの成長を促せるようなスクール・コミュニティ風土の醸成を目指す。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点

ア コミュニティ・スクール委員会を核に、学校と地域との協働化を進める。特に、地域人財との連携、学校サポート活動や広報活動、地域行事への児童・生徒・教職員の参加、地域住民や保護者の参加を推進し、スクール・コミュニティを目指す。

イ コミュニティ・スクール委員会では熟議や研修等を取り入れ課題解決を行い、委員が学園の基本方針や経営計画作成等に参画する方式をつくる。そのため、年1回のコミュニティ・スクール委員会と教員の合同熟議を実施する。

ウ 児童・生徒の授業評価や保護者等の学園・学校評価を実施して、保護者や地域、コミュニティ・スクール委員の意見を学園運営に反映する。

エ 学園研究会を通して、めざす児童・生徒の育成を図るとともに、小・中9年間を通して多様な学びを推進する授業づくりや基礎学力定着のためのシステムづくりを行う。令和8年度の学園研究は、次期学習指導要領改訂を見据えて、学園の重点目標である「自ら考え、行動し、自ら未来を切り拓いていく児童・生徒の育成」を目的に取り組む。

オ 小学校6年生対象のプレ講座、二中紹介、部活動見学、小学校5年生対象の中学校体験（二小・井口小との交流）、あいさつ運動、ふれあいボランティア、学校行事への参加等、児童・生徒

にしみたか学園三鷹市立第二小学校

の交流活動及び学園研究会や相互乗り入れ授業を核とした教員の交流を通して、学園の一体感の向上を図る。

カ 学園・学校と家庭や地域、コミュニティ・スクール委員会との連携・協働により「チームにしみたか」として児童・生徒の共に生きる力を育む。

2 教育目標

(1) 学校の教育目標

平和的・民主的な社会をつくりあげていく自主的態度をもち、たくましく創造性に富んだ情操豊かな人間を、教育活動全体を通して育成する。

- ◎考える子（重点） 「社会の変化に対応し、自ら行動し、学び、基礎基本を身に付け、知識・技能等を主体的に活用する力」（自ら考え行動し、学ぶ力）
- 思いやりのある子 「多様な人々との関わりや協働を通じて、新たな価値、社会を創造する力」（自他の大切さを認め合う力）
- 健康な子 「困難な場面に直面しても、ねばり強くかつ柔軟な発想で人生を切り拓いていく心身の力」（健やかな心身の力）

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 学習指導要領の趣旨を踏まえ、これからの社会をたくましく、創造的に切り拓いていける資質・能力の育成を図るために「三鷹市教育ビジョン2027」の「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもの育成を目指す。
- イ 学校としての組織的な取組を推進すると同時に、学校と家庭、地域が一体となった開かれた教育活動を展開する。また、「社会に開かれた教育課程」の実現のために、コミュニティ・スクール委員会、保護者、地域、関係機関との連携・協働のもと学校と家庭・地域が一体となった学校風土を醸成することで、児童の学びの場を広げ問題発見・解決能力等を身に付け自分の力で人生を切り拓いていこうとする資質・能力を育成していく。

○自ら考え行動し、学ぶ力を育むために

- (ア) 学習指導要領の内容の周知・徹底を図る。各教科等でこれからの社会を生きるために身に付けるべき資質・能力の確実な習得とそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成を推進する。質の高い授業を実践するための授業改善を進めていく。
- (イ) 「にしみたか学園カリキュラム」を基に、指導法や評価の工夫等を通して、9年間の「カリキュラム・マネジメント」により系統的に自ら行動し学ぶ力を育成する。
- (ウ) 確かな学力の育成について学園研究、校内研究を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点から組織的な授業改善を行う。教員一人ひとりの学習指導力を向上させることで、児童の知識・技能の確実な習得を図るとともに、「思考力、判断力、表現力」「学びに向かう力」を育成する。
- (エ) ユニバーサルデザインの考え方に基づいた授業づくりを行い、授業改善を推進し、児童の学力の伸長を目指す。
- (オ) 「東京都方式習熟度別指導 ガイドライン（算数・数学）」に基づき、自校の課題を把握し、推進委員会を設置し推進計画を策定し、指導内容の充実を図り児童の学力の伸長を目指す。また、診断テストの実施、補充学習等を年間指導計画に位置付け、児童の学力向上を図る。
- (カ) AIドリルや教員作成の指導動画等、学習用タブレット端末を積極的に活用し、基礎・基本的内容の定着及び「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」の一体的な充実に向けた学習の推進を図る。
- (キ) 個別最適な学び（一人ひとり異なる多様な児童それぞれの価値を認めそれぞれの発達段階や状況、興味・関心などに応じた学び）の保障をするため、学習用タブレット端末を活用した学び（放課後補充学習、家庭での自学自習等）を進める。
- (ク) 朝の学級の時間や学級活動・学年遠足等を通して、児童一人ひとりが活躍できる学級経営を行うと共に、一人ひとりのキャリア形成と自己実現に向けた指導の充実を図る。

○自他の大切さを認め合う力及び健やかな心身の力を育成するために

- (ケ) 国や都の体力調査の結果を基に児童の課題を明らかにし、計画的・継続的な指導を実施するとともに体力向上や安全及び心身の健康の保持・増進に関する指導を、全体計画に位置付け、教育活動全体を通して行う。
- (コ) 家庭・学校・地域で基本的な生活習慣の確立や日常的に体を動かす環境づくりを推進し、児童の体力の向上を図る。
- (サ) オリンピック・パラリンピック教育「学校2020レガシー」として、様々な教科横断的な視点

で指導計画に取り入れ組織的・計画的に健康・体力の向上や豊かな心を育む。

- (シ) 豊かな心の醸成のため、自他とともに尊重し合い、生かし合い、認め合い、高め合うことのできる、豊かな感性を育てる。児童の自尊感情の傾向を把握し、教育活動全体を通して自尊感情を意図的・計画的・組織的に高めていく。また、学園3校での同学年・異学年との交流や自然体験活動などの体験を通して、児童の内面に根ざした社会性や道徳性を育成する。
- (ス) 「特別の教科 道徳」を、社会に開かれた教育課程に反映させ、道徳授業地区公開講座等、学校、家庭、地域が一体となって取り組める具体的な実践を工夫することで地域に生きる児童の人間性を涵養する。また、道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳性を養う。
- (セ) 人権教育、人間尊重の精神を教育活動の基盤におき、いじめや差別をなく、社会のルール、道徳心、正義感を身に付けた規範意識の高い人間を育成する。計画的に人権教育に取り組み、「三鷹市いじめ防止対策基本方針」の内容及び「二小いじめ対策基本方針」の内容を教職員がよく理解し人権尊重の理念が浸透するようにする。
- (ソ) 「三鷹市いじめ防止対策基本方針」及び「二小いじめ対策基本方針」の内容を教職員に周知徹底し、児童のいじめ防止に向けた主体的な取り組みの工夫・改善等を計画的に実施する。
- (タ) 教育支援を必要とする児童を幅広く捉え、学習用タブレット端末等の活用により一人ひとりの教育ニーズに応じた支援を充実させる。
- (チ) 教育支援部を中心に校内体制を強化し、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見、対応に向け、全教育活動における指導や情報共有を行うと共に、スクールカウンセラー等との連携を適切にしながら、組織的に問題の解決を図る。また、校内通級教室との連携を図り、個別指導計画や個別支援計画の共有、中学校との引き継ぎを生かして「個別最適な学び」の実現を図る教育を行う。

○チームにしみたか・チーム二小の醸成を図るために

- (ツ) 「三鷹市立学校小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえ、「にしみたか学園」の目指す教育目標の周知、推進、目指す児童の育成を図る。
「社会に開かれた教育課程」をめざし、学園評価・学校評価等を機能させて家庭・地域との連携を強め、学校の機能を強化する。また、コミュニティ・スクール委員会と連携を図り、授業の中でも地域の人財との連携を強化する。
- (テ) 自ら考える家庭学習の習慣化、「みたか地域未来塾」・「桜子ども広場」、「補充学習」の拡充を行い、自ら問題解決するための基礎・基本の力の定着を徹底する。
- (ト) 学校3部制に基づき、桜子ども広場、みたか地域未来塾、学童、地域施設、地域クラブ等との連携をさらに強化し子どもたちの放課後の居場所づくりを進める。また、近隣大学や企業、ボランティア団体等の地域資源や物的資源を効果的、効率的に連携し、地域との協働を推進する。
- (ナ) 学園運営会議、学園運営委員会、学園主任会等を柱に学園運営組織の改善を図り「チームにしみたか」としての学園・学校の意識向上を図るとともに、学園研究、相互乗り入れ、交流活動等を通して学園教職員の協働意識の向上を図る。

(3) 学園の教育目標を達成するための学校としての重点

地域に根差し、自らの生き方を主体的に切り開き、創造性あふれ、何に対してもチャレンジできる学園の児童・生徒の育成を目指すために、学校として以下の重点を定める。

- ア 学園・学校、家庭、地域・コミュニティ・スクール委員会との連携・協働により「チームにしみたか・チーム二小」としての教育を推進する。
- イ 学習指導要領に根差した指導の工夫や教材の開発、年間指導計画の改定、「学園カリキュラム」をベースとして「主体的・対話的で深い学び」の視点で各教科等、指導の工夫改善を行う。
- ウ 様々な交流活動等を年間計画に位置付け、人間関係形成能力を育むと共に児童の人間力・社会力を育成する。「三鷹市教育ビジョン 2027」に則り、9年間の系統的な指導により資質・能力の育成を図る。
- エ 質の高い授業を実践するための授業改善を行うため、児童の実態・課題を把握した教員のアイデアを生かした校内研究を推進する。
- オ 三鷹市のコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の趣旨をもとに、習熟度別学習や教科担任制・交換授業等を取り入れた授業を行うとともに、中学校との乗り入れ授業など小・中一貫の教育活動を充実させ、児童の学力をより一層向上させる。
- カ 相互乗り入れ授業の充実により児童・生徒理解と基礎・基本の定着、授業力向上を図る。
- キ 小・小、小・中交流の目的を明確にし、にしみたか学園交流の工夫、改善、推進を図る。

第1表の4

にしみたか学園三鷹市立第二小学校

- ク 「保護者ボランティア」や「おやじレンジャー」、「地域団体」との連携を図り、学校行事や学園行事、児童・生徒の交流や地域人材・保護者等、人とかかわる学習や体験活動を計画的・探究的に実施し、豊かな人間性を育む教育を進める。
- ケ 「みたか地域未来塾」と「桜子ども広場」を活用し、子どもの放課後の学習環境を整え、補習授業に地域人材を活用し児童の学力向上を図る。
- コ 「にしみたかアクションプラン」の実践、交流活動、ボランティア活動、キャリア・アントレプレナーシップ教育等の教育活動全体を通して、人との関わりを深め豊かな心を育てる。
- サ 「三鷹市における平和施策の推進に関する条例の改正に向けた基本的な考え方」に基づき、「三鷹市平和の日（11月30日）を含む11月を「平和教育月間」とし、児童・生徒の平和意識の醸成を図る。
- シ 外国語（英語）では、「三鷹市 GLOBAL FUTURE PROJECT」やICUとの連携などを効果的に活用し、
多様な機会を創出して、児童が英語を通じた「話すこと」と「コミュニケーションを図ること」の力を発揮できるようにする。また、小学校の教員が中学の授業に計画的に指導に入ることにより、小・中連続性のある授業改善を目指す。
- ス 防災教育の在り方を検討し、指導計画の検討・改善を行う。近年の熱中症事故や台風・大雨（ゲリラ豪雨）被害等の実態を踏まえ、「安全教育プログラム」を活用した指導を充実する。また、「三鷹市ヒヤリハット体験マップ2025」や交通対との連携を活用し、実体験等に基づく交通安全指導の更なる充実を図る。

3 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動

ア 各教科

- (ア) にしみたか学園カリキュラムに基づいた9年間の連続性と系統性のある指導
- ・ 9年間を見通した「にしみたか学園カリキュラム」に基づいた指導を通し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、全教科の授業改善を図り、対話的な活動の充実、学習用タブレット端末等を活用した計画的・継続的・系統的な指導を行い、確かな学力を定着させる。
 - ・ 自ら考え、表現する意欲、能力の向上を目指し、各教科・領域において問題解決的な学習を重視し、思考力・判断力・表現力の育成を行う。
 - ・ 指導と評価の一体化を図るため目標と評価の観点の一致、資質・能力を多角的・多面的に見取る学習評価についての研修を実施する。
- (イ) 教材・教具や学習ツールの一つとして学習用タブレット端末を活用して、基礎・基本的な内容の定着及び「主体的、対話的で深い学び」に向けた学習の推進を図ると共に、個別最適な学びの実現に向けて取り組む。また、個別最適な学び方を身に付けるために学習用タブレット端末を活用も含めた家庭学習を自分で計画する「自主学習」を推進する。
- (ウ) 自ら考える家庭学習の支援を充実させ、学校と家庭で連携をし、個の力を伸ばす。基本的な生活習慣、学習習慣を身に付けさせるとともに、家庭学習の充実を図る。補充学習及び「みたか地域未来塾」を活用し確かな学力の育成を推進する。
- (エ) 「東京方式習熟度別指導ガイドライン（算数・数学）」に沿った習熟度別指導の推進と充実を図る。
- ・ 算数では、第3学年より習熟度別指導を行い、「東京方式習熟度別指導ガイドライン（算数・数学）」に基づき、習熟度別学習を充実させ、補充的な学習の徹底と発展的な学習による学力、個性・能力の伸長を図る。
 - ・ 「東京方式習熟度別指導ガイドライン（算数・数学）」を基に、AIドリルの活用を年間指導計画に位置付け計画し、基礎・基本の定着や思考力、活用能力を育成する。また、診断テスト等の結果を集計、活用し、個別学習や家庭学習等での活用などを通して学力の向上を目指す。
 - ・ 授業アンケートをはじめとしたや各種調査結果や分析結果に基づき、学校としての課題を明確にし、学園での共通理解を図りながら指導・評価に取り組む。
- (オ) 一部教科担任制 相互乗り入れの検証と改善等を推進する。
- ・ 第3学年から年間を通した学年内教科担任制を実施し、質の高い授業を展開し、授業改善、授業力向上を図る。また、学年間での交換授業等を取り入れ児童を多面的に把握することにより、児童理解と学力向上を図る。
 - ・ 学園としての重点を明確にした小・中相互乗り入れ授業を実施し、児童の学ぶ意欲と学習能力の向上を目指すと同時に、小学校児童に中学校での学習に対する期待感をもたせる。
 - ・ 小学校第6学年の授業に中学校の教員が乗入れ専門性の高い指導を行う。
- (カ) 授業の改善・充実
- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づいた授業づくりを行い、「めあて 振り返り」を重視し、分かる授業づくり、授業改善を推進し、児童の学力の伸長を目指す。
 - ・ コミュニティ・スクールとしての基盤を生かし学習活動を計画的に取り入れ、展開することで、地域の人財から学ぶ場や機会を増やす。また、地域そのものを学びのフィールドとして地域の自然や施設、地域人財と積極的に連携した地域学習をより充実させ、児童一人ひとりの個性と能力を伸長する指導の質的向上を目指す。
- (キ) 体育の年間指導計画のカリキュラム・マネジメント及び体力調査結果に基づいた課題意識と目的意識をもてるよう、中学校保健体育科教員の専門性を生かした教員の指導力向上を図ることを通して体育授業の改善を行い、児童の体力を向上を目指す。

イ 主とした道徳教育

- (ア) 「特別の教科 道徳」の時間においては、道徳教育全体計画に基づき、教科書を活用した「考え、議論する道徳」に向けて、問題解決的な学習や体験的な学習を重視した指導の改善・充実を目指す。また、道徳の時間を要として教育活動全体を通して道徳性を養う。
- ・ 道徳性の育成を学習指導要領に示された4つの視点からとらえ、内容項目を分類・整理し、学園の基本的な方針を明確にした9年間の年間指導計画に基づき、教科書を中心とした教材等を活用し、小・中学校の発展的・系統的な指導を行う。

- (イ) 「特別の教科 道徳」を、社会に開かれた教育課程に反映させ、道徳授業地区公開講座等、学校、家庭、地域が一体となって取り組める具体的な実践を工夫することで地域に生きる児童の人間性を涵養する。
- ・ 道徳授業地区公開講座では、「特別の教科 道徳」についての理解と協力を深めるとともに「考え、議論する道徳」の授業を全学級で公開する。また、教員、家庭、地域・コミュニティ・スクールが一体となって熟議できる講演会を工夫するなど、道徳の時間を充実させ、家庭や地域とともに、道徳的実践力と判断力の育成を図る。
- (ウ) 道徳の内容項目と「いじめ防止対策」の項目を関連付けて指導を行う。
- ・ 道徳教育推進教諭を中心に道徳授業の充実を図り、自他の存在や生命を尊ぶとともに、思いやりのある豊かな心を育てるとともに、「いじめ防止対策」へつなげていく。
- (エ) 11月の平和教育月間では、全学年で平和に関する読書を推進するとともに、「国際理解・国際親善」の内容を扱い、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養う。

ウ 外国語活動・英語教育

- (ア) 「学園カリキュラム」に基づく発達段階に応じた系統的な指導を推進する。
- ・ 「三鷹市立小・中一貫教育校 小・中一貫カリキュラム（令和5年度 更新版）」及び「にしみたか学園カリキュラム」に基づく児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導を行い、教員の指導力向上を目指す。
 - ・ 学習指導要領の趣旨を鑑み、中学校での外国語（英語）への連携をスムーズにし、実践的なコミュニケーション能力を図るだけでなく、国際的な感覚をもつ児童を育成するために、小学校低学年から外国語活動を行い、中学年での外国語活動と高学年での外国語を充実する。
- (イ) 担任、教科担任、専科による指導体制を確立するとともに、学習用タブレット端末の活用、ALTや小・中相互乗り入れ教員の効果的な活用や連携のもとに指導効果を高める。
- (ウ) 小学校低学年（第1・2学年）では学校の裁量で活用できる時間の中で各学年15時間以上実施する。三鷹市教育委員会作成資料や教材等を活用することで、外国語に慣れる活動を行う。
- (エ) 外国語活動（小学校第3・4学年）では、文部科学省作成の「Let's Try!」を活用し、全トピックを2年間で終了するよう計画し、身近で簡単な事柄について外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- (オ) 外国語（小学校第5・6学年）では、パフォーマンス評価を取り入れたパフォーマンスチャレンジ（学期に1回以上）を実施し、教員の指導改善、児童の学習改善を図るために、指導と評価の一体化を実現する。
- (カ) 中学校の英語科教員による相互乗り入れ授業を実施し、第6学年を中心に専門性をいかした授業を展開し、児童の実態に応じた指導により個のコミュニケーション能力を伸ばす。
- (キ) 「外国と触れる機会の創出事業（東京都教育委員会）」、「三鷹 GLOBAL FUTURE PROJECT (GFP)」、ALT 集中配置、国際交流コンシェルジュ、国際基督教大学との連携等を効果的に活用し英語に触れる機会を多くもち英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませると共に、言語や文化について体験的に理解を深めたり、積極的にコミュニケーションを図ったりする態度を育成しコミュニケーション能力の素地や基礎を養う。また多様な機会を創出して、児童が英語を通じた「話すこと」と「コミュニケーションを図ること」の力を実際に発揮できるようにする。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 学習指導要領の趣旨やねらい、小・中一貫カリキュラムの趣旨等を十分に踏まえた単元構成内容となるように計画を見直し、学園カリキュラムを作成する。
- (イ) 探究的な学びを通して、各学習・領域で身に着けた様々な力を生かして、課題を発見し、設定する方法や手順を考え計画し、考え、まとめ、表現できる学習を実施する。探究の過程を繰り返し、主体的に学べるようにする。その際に学習用タブレット端末を有効活用し、情報の収集やまとめる力、発信力を養う。
- (ウ) キャリア・アントレプレナーシップ教育において、「問題の明確化」→「計画」→「実行」→「外部評価」→「再実行」→「まとめ」の学習過程を計画し実行することで、児童が自ら学び自ら考える問題解決学習を実践する。
- (エ) 三鷹市小・中一貫校として、学園で一貫した系統的な職業に関するキャリア・アントレプレナーシップ教育を行う。教育活動全体を通して、自己開発の力を養い、社会貢献への意欲向上を図る。
- (オ) カリキュラム・マネジメント全体計画及び、年間指導計画・評価計画、各教科等との関連を図る。他教科と関連し、教科等を横断した資質や能力を高めていく取り組みを行う。

- (カ) 総合的な学習の時間では、身に付けさせたい資質・能力・態度として、学習指導要領の趣旨や小・中一貫カリキュラムのねらいを踏まえ、探究的な学習を実施し、「課題解決」の育成を目指す。また、異なる多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視する。
- (キ) 総合的な学習の時間の年間計画をさらに見直し、地域素材や地域人財を生かした三鷹地域学習の単元を設定し、児童一人ひとりが地域とかかわり合う場や機会を通して、多様な他者との学びの充実を図る。
- (ク) 長期休業中の校外学習を3年生で4時間、4年生で4時間、5年生で4時間、6年生で4時間行う。多様な他者と協働的に学び、学習したことを広げ深めるような探究的な学習を通して、自己の課題を解決できる力を育成する。
- (ケ) 「三鷹市ヒヤリハット体験マップ2025」を3年生の総合的な学習の時間「安心・安全なまちづくり」、5年生総合的な学習の時間「未来をつくろう SDGs ～未来の日本はみんながつくる～」で活用し、安全に対する意識を向上させることで自分で自分の身を守る力を育成する。

オ 特別活動

- (ア) 3年間の学園研究の成果を生かし、学習指導要領に基づいて、9年間を通して「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の資質・能力を育成する。小・小、小・中学校間での多様な交流活動を計画的、継続的に行い、豊かな人間性と幅広い社会性を養う。
- ・小・小、小・中学校間での多様な交流活動を計画的、継続的に行い、豊かな人間性と幅広い社会性を養い、「15歳の春」に成果を出せるよう推進する。
 - ・児童生徒代表者会議を中心に「あいさつ運動」「落ち葉清掃」「二中紹介集会」「ふれあいボランティア」などの活動を通して、小・中学校間の交流活動を工夫する。また、児童・生徒の自主性・自発性を高め、集団の一員として豊かな人間性と社会性の育成を図る。
 - ・代表委員会・生徒会を中心に「にしみたかアクションプラン」を活用し、児童の自主性・自発性を高め、集団の一員として豊かな人間性と社会性の育成を図る。代表委員会・生徒会交流を通して「学園あいさつ運動」「落ち葉拾い」などを推進する。
 - ・各教科・領域との関連を図りながら、保護者・地域との連携を密にし、集団生活や勤労生産・奉仕活動を充実させ、児童の自己有用感を高める。
- (イ) 学級活動の年間指導計画の改善や学級経営の充実のための具体的な取り組みを行う。
- ・キャリア教育の取り組みを推進し、キャリア・パスポートを活用しながら自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自分の変容や成長を自己評価できる機会とする。
- (ウ) 学級活動や委員会活動、クラブ活動を充実させ、児童相互の好ましい人間関係を育て、一人ひとりの個性を伸長させる。
- ・朝の学級の時間や学級活動等を通して、望ましい人間関係を形成し、集団としての学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、児童の創造性を生かした自主的・実践的な態度を養う。
 - ・異学年交流活動を通して、上学年は下学年を思いやり、下学年は上学年に尊敬と憧れの気持ちを持ち、自分の役割を果たすことで学校の集団の一員としての自覚や所属感・連帯感を深め、進んで集団活動に参加しようとする自主的・実践的な態度を育てる。
 - ・クラブ活動では、子どもたちが仲間と共に楽しい時間を作り出す体験を通して、主体性や責任感、社会参画の意識を育てる。
- (エ) 学校行事においては、主体的にかかわり、成就感をもたせ、協力や思いやりの心を育て、役割を分担して協働して取り組み、学校生活の向上につなげ、自己有用感や所属意識を育てる。また、全校朝会や始業式、終業式など日常の儀式的行事の中で、集団の一員としての意識を醸成する。

(2) 特色ある教育活動

- ア 「地域学習」「学校農園活動」「キャリア教育」をはじめ、地域の自然・施設・文化・人財を活用した教育活動を積極的に取り入れ、地域の方々から進んで学ぶ意欲と柔軟な思考力を育成し、スクール・コミュニティの創生につなげていく。
- イ 「朝読書」や「読書週間」を通し、子どもたちの感性を豊かに育む。朝の読書活動やボランティアによる読み聞かせ、朝学習等を継続し、本に親しむ中で落ち着いて学習に取り組む習慣を育てる。
- ウ 地域との連携・協働を通して、地域の人財・教育力を生かした授業展開を行い、「確かな学力」の向上を図る。
- ・生活科・総合的な学習の時間や朝の読み聞かせ活動等に地域・保護者ボランティア等を積極的

に活用し、地域人財の積極的な活用を行い教育活動の充実を図る。

- エ 小・中一貫教育の学園交流活動として、学園で共通して取り組む学校行事や児童会・生徒会活動等について目的を明確にして取り組む。
- ・小・中、小・小の関係を深め、「チーム学園」としての一体感を高め、豊かな人間性を育成する。
 - ・小・小交流活動では、小学校第1学年から他校との交流を工夫して実施する。
 - ・「小学校6年生対象のプレ講座」や「部活動見学」「小学校5年生対象の中学校体験（二小・井口小との交流）」を実施し、児童の中学校理解と中学校教員の児童理解、及び小・中教員の相互交流を深める。
 - ・児童・生徒の企画力・実践力の伸長を目指し、児童会・生徒会の定期的な交流活動を行い、児童・生徒の学園意識、リーダーシップ、パートナーシップを育てる。また、小・中連携しての異学年交流活動を児童会・生徒会で実践し、学園としての一体感、中学生の自己有用感、小学生の中学校への期待感を育てる。
- オ 「にしみたか児童生徒の誓い」に基づき、心身ともに健康な生活を送る能力を育てる。特にあいさつ、言葉遣いについて継続、一貫した指導を行う。
- カ 学習用タブレット端末等の利点を生かした情報機器の有効利用について研修等を行い教員の授業力向上を進める。また、活用型情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」を活用し、情報技術の利用における適切で責任のある行動規範「デジタル・シティズンシップ教育」についても取り組んでいく。
- キ 学園教務主任会、学園生活指導主任会、学園生き方特活主任会 特活主任会等を定期的に開催し、あらゆる機会を通じて情報交換を行い問題行動の未然防止や課題解決にあたる。
- ク コミュニティ・スクール委員会と連携し、地域諸団体が主催する活動に児童の参加を促し、小・中・地域の一体感を育成しつつ児童の健全育成を行い、地域とのかかわりの価値を考えさせる。
- ケ 各学年が連携して教育活動を推進させるために、始業式・終業式後に「学年の時間」を設け学年全体で指導をする。
- コ オリンピック・パラリンピック教育「学校2020レガシー」として、今まで培った体を動かす楽しさを体感できる取り組みやボランティア精神、障がい者理解教育等を推進する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 9年間を見据えた一貫性と継続性ある指導を行うために、小・中一貫の視点での生活指導を重視し、学園で共通理解して取り組む。
- ・問題が起きてから取り組むのではなく、先を見通した生活指導を学園共通で実践する。
生活指導主任による学園主任会や、学園共通の「ふれあい月間アンケート」の実施、まとめ、改善など学園内での情報交換や指導法の習得を行う。
 - ・「二小のきまり」をもとに、発達段階に応じた指導を行い、自律性を高めると同時に言葉遣い、身だしなみ、清掃など小・中で身に付けるべき生活指導項目を具体的に示し、教職員が共通理解して徹底する。
(小) あいさつ あんぜん あとしまつ を実践する。
 - ・週1回の生活指導夕会、校内委員会や外部機関との連携等、あらゆる機会を通じて情報交換を行い未然防止や課題解決にあたる。
- (イ) 学校いじめ対策委員会を校務分掌組織に位置付け、組織的に取り組む。そして、いじめのない学校づくりを目指し、児童の実態把握に努め、未然防止・早期発見・早期解決を図る。
- ・「いじめ防止対策推進法」や「三鷹市いじめ防止対策基本条例」及び「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」について見直し改善を図り、「いじめ対策委員会の機能を強化する。
 - ・全教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、いじめに対する教職員の鋭敏な感覚を醸成し児童のいじめ防止に向けた迅速な対応や改善策を組織的に実施していく。
 - ・児童会を中心に児童自らが自主的・自発的に行う活動を継続する。
 - ・三鷹市いじめ防止対策推進条例等に基づき、改訂版「ICT（情報）教育」カリキュラム「SNS学校ルール」「GIGAワークブックとうきょう」を踏まえ「いじめや体罰のない学校」を目指す。また、スクールカウンセラーとの連携を図りながら、児童理解を深め、教育相談の機能を充実させる。
 - ・情報化社会における正しい判断や望ましい態度を育むため、情報モラルについて、児童の実態を把握し、保護者の意識を高めながら「SNSルールを守るための意識」を基に、家庭・地域と連携した教育活動を行う。

- (ウ) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての特色を生かし、コミュニティ・スクール委員会と協働し、保護者・地域・関係諸機関と連携をとった指導を行う。
- ・ 民生児童委員、子ども家庭支援センター、警察署、児童相談所等の外部機関と連携・協力しながら、幼・保・小・中の引継及び情報交換を確実に行うとともに日常の指導に生かす。
- (エ) 学校や児童の安全を確保するために、警察などと連携した「セーフティ教室」を実施する。また、保健学習において、「薬物乱用防止」に向けた内容にも積極的に取り組む。
- (オ) 児童の自殺防止に向けた「SOSの出し方に関する教育」を年間指導計画に位置付け、全ての児童が適切な援助希望行動ができるようにし、自殺予防を図ると共に、スクールカウンセラー等と連携し、教育相談機能を一層充実させ、児童の心身の安定を図る。また、保護者への支援体制を強化する。
- (カ) Q-Uを活用し児童の実態把握を行うと共に、いじめや不登校の未然防止、児童が安心して学校に通い、過ごせる居場所づくりを推進する。また、不登校解決のために「登校支援シート」を活用し児童の状況や対応の進捗等を確認しながら組織的に対応をすると共に、学習を保障するために学習用タブレット端末最大限の活用を図る。
- (キ) 担任が主導となり、支援員と協働しながら校内支援教室「こもれびルーム」の運用、有効的活用を進める。また、「適応支援教室A-R00M」等の関係機関との連携を推進し子どもたちの居場所づくりを推進する。
- (ク) 早期の家庭訪問、個人面接の実施により、家庭の状況を把握し、児童・生徒理解をより一層深めるとともに、虐待等の様々なトラブルの未然防止・早期発見につなげる。
- イ 生き方・進路指導
- (ア) 年間指導計画に基づきキャリア・アントレプレナーシップ教育に取り組み、9年間を通して望ましい人間関係を築きながら夢や希望、目標をもって生きようとする態度や自己の生き方を追求する力の育成を図る。
- (イ) 小学校6年生において地域の人財を生かした「まちづくりプランナー」や「職業人の話を聞く」の授業を通して地域の一員としての自覚を高めると共に、将来の生き方について考えを深めさせる。
- (ウ) 幼児期の学びから小学校での学びへ円滑に移行するために、スタートカリキュラムを校内及び幼保小学童連絡協議会等において共有し、幼児期の教育との円滑な接続の観点から、生活科を中心とした、合科的・関連的な指導等を行う。また、園児を運動会や展覧会等の学校行事に招待することで小学校への憧れをもたせる。
- (オ) キャリア・パスポートを活用し、将来の生き方について考える機会を作り、円滑な小・中学校への接続をおこなう。キャリア・パスポートには、「にしみたかアクションプラン」を意図的・計画的に取り入れる。
- (4) 教育支援
- ア 「三鷹市教育支援プラン2027」に基づき、通常の学級、校内通級教室を含めた学園としての教育支援の在り方について、学園の教育支援コーディネーターを中心に検討し、推進していく。
- イ すべての学級において児童一人ひとりの実態や課題を把握し、ユニバーサルデザインを意識した「分かる授業」の充実を図り、一人ひとりに応じた合理的配慮を行う。
- ウ 教育支援部を中心に校内委員会を設け、情報交換・共通理解・実践に努め、支援の充実を図る。
- エ 「三鷹市教育支援プラン2027」に基づき、学習や対人関係上の支援を要する児童に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別指導計画」「個別の支援計画」を作成し、一人ひとりの教育ニーズに的確に応えられるようにしていく。
- オ 「心のバリアフリー」推進の動向を踏まえ、副籍制度に基づく交流の推進を図り、障がいのある児童と障がいのない児童の交流を通じて、相互理解し、互いに支え合おうとする態度や心情を育てる。障がいのある子どもたちとの交流や共同学習を重視して多様性を尊重する態度を育成する。
- カ 小学校での校内通級指導を十分に機能させる、校内通級教室「さくら木」の教員と在籍学級教員との連携を密にするために、校務分掌組織を見直し、児童一人ひとりの状況に応じた指導内容の充実・学力や在籍学級における集団適応能力の伸長を図る。
- キ 広報活動の充実等を通して、保護者・地域への啓発活動に取り組み、副籍授業や交流活動を工夫して、教育支援についての理解と協力を深め、関係諸機関との連携を強化して取り組む。
- (5) 体力・運動能力向上
- ア 学校全体での体力向上の取組を実施するとともに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結

果の検証を行う中で体育学習の授業改善、日常の運動遊び、家庭と連携した生活習慣改善等、具体的な取組を組織的に行うことで体力の向上を図る。特に柔軟性を高めるために、準備運動や家庭学習に柔軟性を高める運動を取り入れる。

イ 自校の課題を踏まえて体力向上のための取組「一校一取組」を学期ごとに行い、体力、運動能力向上のための日常的な取組の充実を図る。児童の運動への意欲を高め、運動の多様化・日常化への一助とする。

ウ 相互乗り入れ授業において、6年生に中学校体育科教員が小学校の授業に入り、専門性を活用したアドバイスを児童に行うことにより、計画的継続的な体力の向上を図る。

(6) その他

ア 「学園カリキュラム」の周知・徹底を学園研究とも関連させて年間計画に位置付けて実施するとともに、研究や日常の実践の成果をもとに、「学園カリキュラム」作成に向けた評価・改善の取組を行う。

イ 年間計画に基づいた防災教育や避難訓練を計画的・継続的な指導を行うとともに、東京都教育委員会作成の防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用した指導を行い、災害に対し自ら生命を守ろうとする態度や能力を身に付けるための取組の一層の充実を図る。

ウ 「災害安全」に関する指導の充実を踏まえ、災害発生時等の緊急事態にどのように対応するか等について、保護者、地域、関係諸機関等との連携のもとに防災についての意識を高め、行動できるようにする。

エ 食育の充実を図るために、全体計画に基づいた指導を関係諸機関と連携して取り組む。

学校栄養職員との連携のもとに授業を核として児童一人ひとりに食の重要性を捉えさせ、地域・保護者を巻き込んだ活動を展開し、自己の食事を見直し、改善する意欲と実践する態度を育成していく。

オ アレルギー対応委員会の活動を軸に、児童のアレルギー対応に慎重かつ正確に取り組み、安全な給食の時間を確保する。

カ 人権教育推進担当教員を中心に、人権教育全体計画をはじめ年間指導計画の整備を推進し、人権教育プログラム等をもとに研修を深めながら指導・改善を行う。

キ 児童が安心して教育活動を行うために、全ての教職員等が児童の権利に関する条約の四つ原則（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・尊厳・発達に対する権利、④意見を表明する権利）を理解し、教職員同士はもとより、教職員と関係機関や地域の人々が連携・協働できる組織体制を整備する。

ク ダイバーシティの視点にたち、全ての子どもたちが大切にされる学校づくりを目指すため、これまでの「学校のきまり」「慣例」「行事」を、子どもたちとともに改善していく。

ケ コモنزの視点から「にしみたかアフタースクール構想」に基づき、さくら広場・学童・地域こども会、大学、地域スポーツ団体さらには生涯学習地域開放との連携をより強固にして進めていく。また、みたか地域未来塾の充実を図り、放課後の子どもの居場所を確保する。

コ あささんネット（学校地域支援本部事業）の設置に基づき、漢字検定・算数検定に児童・生徒を参加させ、学びにチャレンジする意欲の向上を図る。また、さくら子ども広場やみたか地域未来塾、近隣大学との連携を図り児童の学びの場や体験する環境をさらに整えていく。